

市内で活動する民生委員児童委員が死亡した場合の取り扱いについて、事例を記録する。(作成日 平成30年7月3日)

○平成22年12月 在任中の民生委員児童委員が逝去  
・市長交際費 10,000円を支出(HPにも記載)

○平成30年 7月 在任中の民生委員児童委員が逝去  
・市長交際費 10,000円を支出(HPにも記載)

**【考え方の整理】**

民生委員児童委員については、厚生労働大臣から委嘱されるが、その立場は地方公務員特別職であり、地方公務員災害補償制度などの法の取り扱いでは都道府県に所属することとなる(市の非常勤特別職ではない)。

そのため、交際費支出基準中の弔慰金の役職としては「その他」となり、必要に応じた弔慰金の支出となる。

民生委員の活動内容(取手市の各地域に根付いた職務の内容)などから判断し、10,000円の支出が妥当と判断した。